

答申

令和元年（2019）10月28日付で諮詢された「令和元年（2019）9月27日付け公文書部分公開決定通知書（監査第117号）」による処分に対する審査請求の件（総務第613号）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきである。

第2 出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。）第5条の要件充足性について

1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開ができるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、2019年9月16日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、

「出雲市のコミュニティセンターの監査委員による定期監査の『コミュニティセンター監査チェックシート』及び関連する公文書の全て（平成18年度から）」

について開示を求める公文書公開請求（以下、「本件公開請求」という。）を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものとして公文書公開請求書に記載していた。

ところが、令和2年（2020）10月19日付「審査請求人の住所について（報告）」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していないかったとの情報に接した旨の報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討する必要が生じた。

2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかつたため、本条例第21条第4項に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけでは無く所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内に住所を有する者」として行っているが出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとしているところ、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかつた点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足していなかつたものと考えざるを得ない。

3 本条例第5条第2号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内(出雲市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)において●●●●●●を経営しているとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性について検討した。

(2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日

付反論書において、①●●●●●の運営主体は、鵜飼地区の住民らを主たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である▲▲▲▲氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●は平成28年10月1日以降営業しておらず、●●●●●の店舗として使用されていた建物（以下、「本件建物」という。）には公開請求日時点において営業所としての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。

- (3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●は審査請求人と▲▲氏と二人で運営していること、②鷺浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった法的手続を始めており、これらは●●●●●の運営の一部であること、●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があつた。
- (4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけでは足らず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。
- (5) 本件建物において●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も▲▲氏も松江市を住所地として訴訟を追行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いつどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素とはならない。

さらに、出雲市において▲▲氏が取得した飲食店営業の営業許可は平

成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査したところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

4 本条例第5条第5号の要件充足性について

- (1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。
- (2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。
- (3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、「出雲市のコミュニティセンターの監査委員による定期監査の『コミュニティセンター監査チェックシート』及び関連する公文書の全て（平成18年度から）」である。

そして、本件審査請求の趣旨は、

「平成26年度及び平成27年度の定期監査（コミュニティセンター監査）のチェックシートについての公開決定」というものである。

- (4) 審査請求人は、利害関係について、「当方と▲▲は鷺浦に居住している間、コミセンの運営方法は当方と▲▲のコミセンの利用や日常生活に影響があり、調査する権利があります。」と主張している。

一方、実施機関は、「『定期監査（コミュニティセンター監査）』は、監査委員が実施する事務事業ですが、監査の執行が、審査請求人の権利利益

等に直接影響を与え、又は、直接影響を与えることが確実に予測されるものであることは通常考えられないため、利害関係は認められません。」と主張している。

本件審査請求における対象公文書は、平成26年度、及び、27年度のコミュニティセンター定期監査に関する文書であるところ、両年度のコミュニティセンター監査実施要領では、監査の目的は「住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与すること」とされている。

また、監査の範囲は、いずれの年度においても、①施設の管理状況、②前年度の自主企画事業交付金の経理状況、③備品管理状況、④施設の使用状況、⑤その他、とされている。

このように、監査対象として施設の財務面のみならず施設の運用面にかかる項目が挙げられ、当該監査をとおして住民の福祉の増進を図ることとされていることに鑑みれば、当該監査の内、少なくとも施設の運用面に関する監査は、たちまち施設の維持管理ないし利用方法等に影響を及ぼす可能性が高いのであるから、広く当該コミュニティセンターの利用者（利用する蓋然性の高い者）の権利利益等に直接の影響を与えるものということができる。

平成26年度から平成27年度にかけて、審査請求人が鵜飼地区の住民であったことに争いはないから、審査請求人は、鵜飼コミュニティセンターを利用する蓋然性が高い者ということができる。一方、平成26年度の定期監査において監査の対象となった荘原、出西、阿宮、伊波野、直江、久木、出東、及び平成27年度の定期監査において監査の対象となった西田、鰐淵、久多美、佐香、東の各コミュニティセンターについては、審査請求人が利用する蓋然性が高いとは言えない。

したがって、審査請求人は、実施機関の事務事業たる平成27年度の鵜飼コミュニティセンターに対する定期監査の内、少なくとも施設運用面に関する監査との関係では利害関係を有する。

そして、本条例第5条第5号に基づき公開を請求することのできる公文書は、公開請求者が有する利害関係に関連するものに限られるところ、本件審査請求の対象公文書である平成27年度のコミュニティセンター

の定期監査のコミュニティセンター監査チェックシートには、監査項目として、防火対策、許可書（使用承認書）の交付の有無、といった施設の運用面に関する項目も挙げられているから、当該監査チェックシートの内、鵜飼コミュニティセンターに関するものについては、上記の利害関係と関連性を有する公文書であるということができる。

5 結論

よって、審査請求人は、平成27年度の鵜飼コミュニティセンターの定期監査のコミュニティセンター監査チェックシート（以下「本件公文書」という。）との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足すると認めることができる。

第3 本件公文書の不存在について

1 前記第2に記載のとおり、当審査会は、本件公文書との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足すると認めたため、実施機関に対し、本件公文書（書式ではなく実際に使用され採点が記入されているもの）は作成されているか、現在存在しているか、廃棄されているとすればなぜか等について照会を行った。

実施機関によれば、担当職員1名が作成した本件公文書1通が作成されていたと思われるものの、チェックシートは採点のための補助的な資料であり、公文書ではないと判断し、集計した時点で不要となり廃棄したと思われるとのことである。

集計した結果であるコミュニティセンター監査採点結果表は存在し、かつ、公開されていることから、廃棄に至る実施機関の説明に不自然な点はなく、また、本件公文書が未だ存在していることを疑うべき事情もない。

2 よって、本件公文書が存在するとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、採点結果表からは、コミュニティセンター監査チェックシートに記載の各監査項目についていかなる評価が行われたかについては全く読み取れないため、当該チェックシートが残されるのでなければ監査を振り返ることができないこと、集計が当該チェックシートに基づいて行われている

以上、その時点では該チェックシートは組織的に共用されたものと考えられるところからすれば、当審査会としては、当該チェックシートについても公文書として取り扱うべきものと考える。

別紙

審査会の処理経過

| 年　月　日 | 内　容 |
|------------------------|---------------------|
| 令和元年10月28日 | 実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問 |
| 令和4年7月27日 (第1回審査会) | 審議 |
| 令和4年10月19日 (第2回審査会) | 審議 |
| 令和4年12月22日 (第3回審査会) | 審議 |
| 令和5年9月20日 (第4回審査会) | 審議 |
| 令和5年10月19日 (第5回審査会) | 審議 |
| 令和5年11月20日 (第6回審査会) | 審議 |
| 令和5年11月20日 | 出雲市情報公開審査会から答申 |

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹